

# 役員選出規定

## 第1章 総則

### 第1条

本規程は、定款第5章の規定に基づき、役員候補者の選出に関する事項を定める。

## 第2章 役員構成

### 第2条

現行の理事定数を10人以内とし、第19条の規定に基づき決定する。

2. 監事は、2名以内とする。

## 第3章 欠員の補充

### 第3条

役員が辞任または死亡した場合は、理事会の合意を持って選出し、総会において承認を受ける。

## 第4章 補則

### 第4条

この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。

### 第5条

この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

### 附則

1. この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。